

# 第6回 こどもデータ連携ガイドライン検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年10月30日

## 議題

日時：令和5年10月30日（月） 14:00-15:30

形式：Teams会議

- 1 支援への接続についてのヒアリング等調査結果のご報告と議論  
90分

# ガイドライン策定に向けた こどもデータ連携についての調査研究

支援実施に関する調査結果概要

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年10月30日

# 目次

---

## 1. 調査概要

---

## 2. 各ヒアリング結果概要

---

## 3. 調査の取りまとめ結果

---

### ①標準的な体制

---

### ②標準的な業務の流れ

---

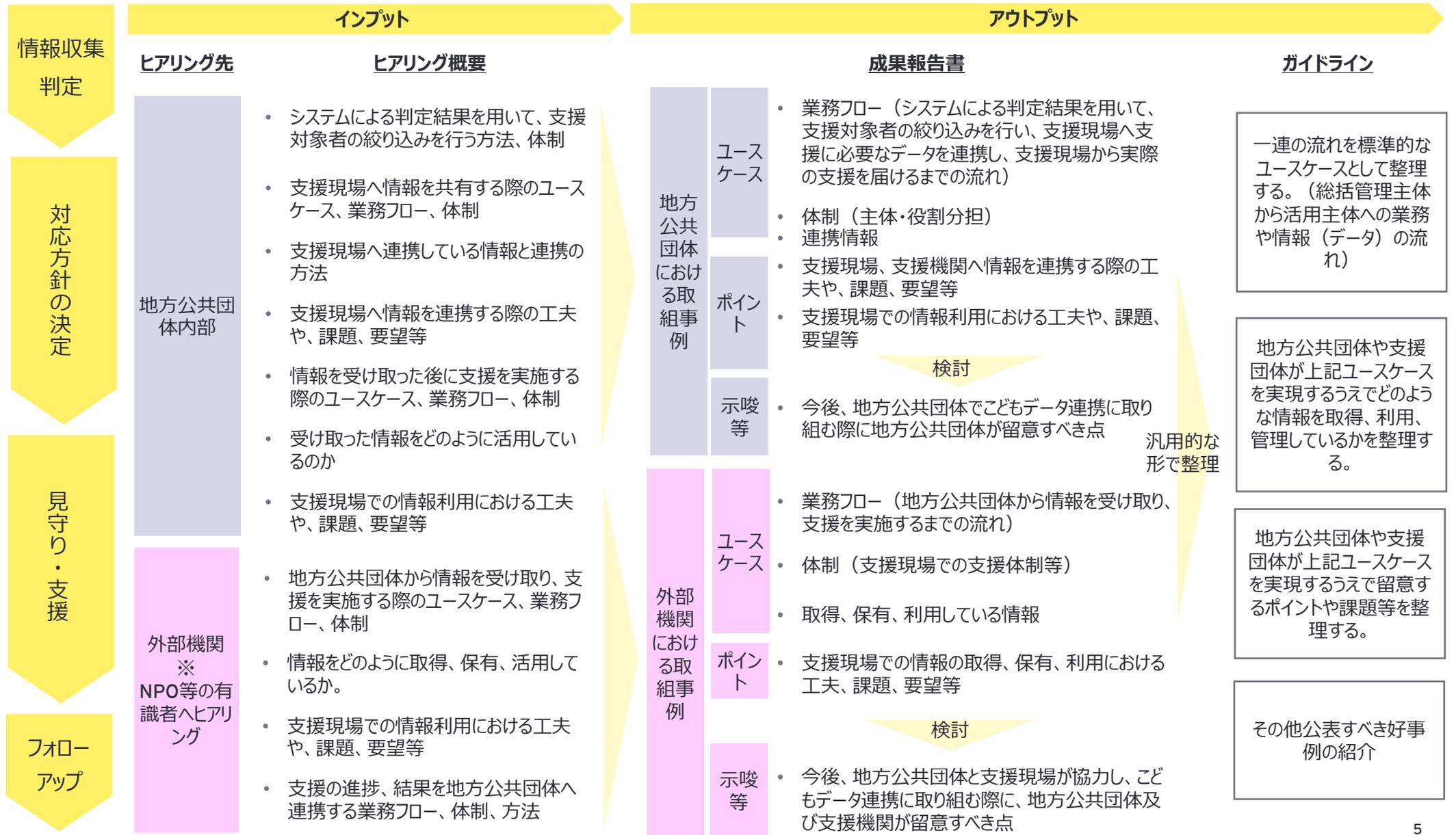
### ③支援への接続に関する留意点

---

※詳細については、成果報告書（案）をご参照ください。

1. 調査概要

本調査は、NPO等民間団体からの情報取得及び地方公共団体の支援対象者の絞り込みから支援につながるまでの望ましいフローの整理を目的として実施しました。



## 1. 調査概要

本調査は、調査の目的やヒアリングの論点を踏まえて、複数の地方公共団体、有識者及びNPO等民間団体へヒアリング調査を実施しました。

No	団体
1	戸田市
2	延岡市
3	佐渡市
4	兵庫県
5	西宮市
6	尼崎市
7	認定NPO法人 Learning for All
8	大阪公立大学 山野 則子教授
9	松戸市
10	認定NPO法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえ

8～10番のヒアリング先については現在、記載内容の確認中となりますので、確認後に改めて共有させていただきます。

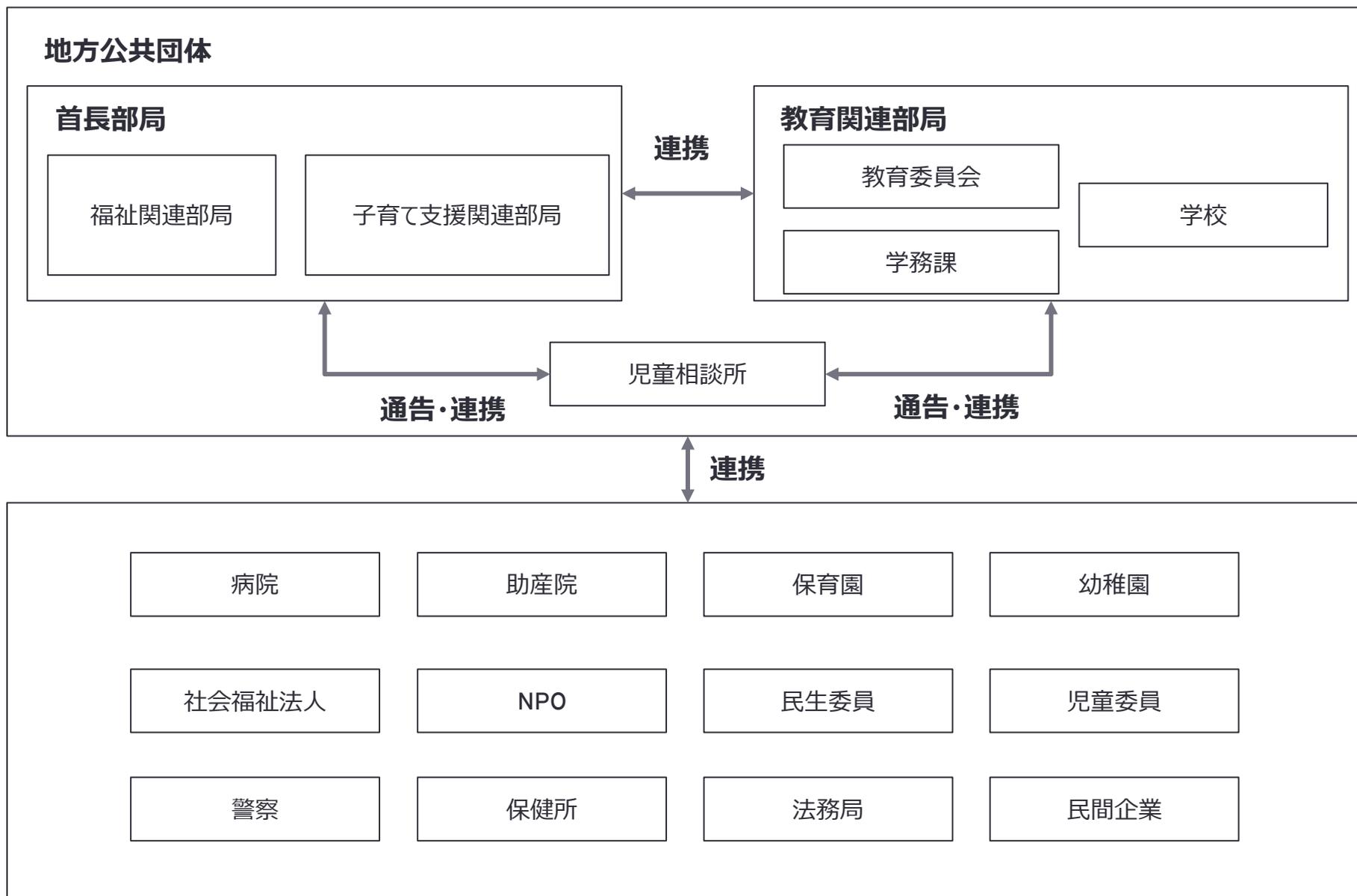
## 2. 各ヒアリング結果概要

**ヒアリング結果の概要を示します。**

---

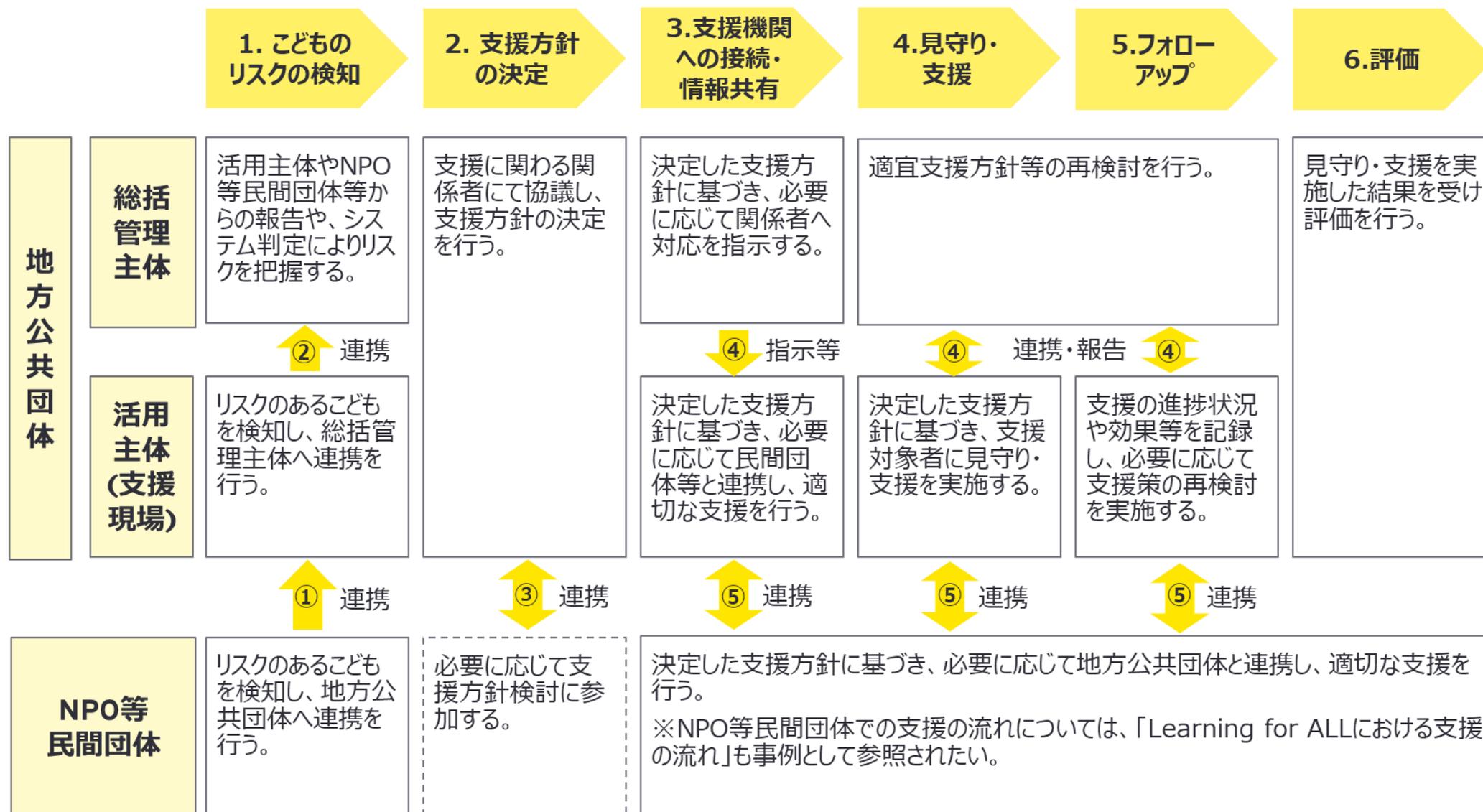
**検討段階においては、未確定情報であったため、ガイドライン及び成果報告書を参照されたい。**

地方公共団体内での連携や、地方公共団体外部との連携により支援を届けることが重要であり、その中で留意が必要な事項について本調査で整理しました。



3. 調査の取りまとめ -②標準的な業務の流れ

地方公共団体内での情報連携や、地方公共団体外部の組織との情報連携の標準的な流れを整理しました。また、次頁にて情報連携時に留意が必要な点について記載しました。



総括管理主体：各担当部局からのデータを組み合わせ判定ロジック等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局

活用主体：データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる部局

※詳細はデジタル庁「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）（digital.go.jp）」を参照。

3. 調査の取りまとめ -③支援への接続に関する留意点

## 地方公共団体内での情報連携や、地方公共団体外部の組織との情報連携時に留意が必要な点について整理しました。

No	情報連携のパターン	調査を踏まえた業務上のポイント（ガイドラインに特に記載していきたい事項を含む）
①	NPO等民間団体が検知したリスクのあるこどもの情報を地方公共団体へ連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が、業務委託や協定を結んでおらず、自主事業を運営しているNPO等民間団体に対して情報連携を求めることは難しい場合も多い。そのため、<b>地方公共団体がNPO等民間団体へ定期的に訪問する等して、日頃から信頼関係を築き、民間団体の現場で発見されたリスクのあるこどもについて、地方公共団体自らが積極的に民間団体から情報を収集し、相談を受けることができる体制を構築しておくことが重要である。</b> ⇒上記赤字部分について、NPO等民間団体と連携する際の留意点としてガイドラインに記載していく。</li> </ul>
②	活用主体（支援現場）が検知したリスクのあるこどもの情報を総括管理主体へ連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉部局と教育部局等、活用主体と総括管理主体が別の部局である場合には円滑な情報連携が実施できない場合がある。これらの課題に対しては、<b>こどもに関する教育、福祉等のデータを統合し、管理するシステムを構築すること、定期的に部局をまたいだ情報連携の場を設定すること等、部局をまたいだ情報共有の仕組みを構築することが重要である。</b> ⇒上記赤字部分について、ガイドラインのメインピックのひとつであるため、ガイドライン全体で表現していく。</li> </ul>
③	支援方針の決定において、総括管理主体、活用主体（支援現場）、NPO等民間団体間で情報を連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の支援機関が、こどもの家庭環境、学校での様子、地域での様子等の<b>自組織からは見えにくい客観的なデータを含めた情報を認識、共有した上で、お互いの業務機能の限界を知り、お互いの視点を取り入れて支援方針を検討していくことが重要となる。</b></li> <li><b>こどもやその家庭の個人情報及びプライバシーを守るため、個人の特定につながる情報や機微な情報を会議の場には出さずに支援方針を検討することや、参加者の情報の持ち帰り禁止、会議の度に守秘義務や個人情報の適正な取扱いについて確認・啓発を行うことも検討すべきである。</b></li> <li><b>適切な支援の選択肢を把握するために地域資源マップを作成することも重要である。</b></li> <li>支援方針を検討する際には、<b>誰が、いつ、何をするのか、具体的なアクションまで検討することができるようにスクールソーシャルワーカー等、現場や地域資源の知見がある担当者がリードを行うことが重要である。</b> ⇒上記赤字部分について、支援現場と情報連携する際の留意点としてガイドラインに記載していく。</li> </ul>

3. 調査の取りまとめ -③支援への接続に関する留意点

## 地方公共団体内での情報連携や、地方公共団体外部の組織との情報連携時に留意が必要な点について整理しました。

No	情報連携のパターン	調査を踏まえた業務上のポイント
④	見守り・支援、フォローアップ等において、総括管理主体と活用主体（支援現場）間で情報を連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り・支援を実施する際には支援方針に基づき、支援計画を立てておき、支援計画で立てた目標に対してどの程度進捗しているかを記録した上で、<b>定期的に支援現場間で情報を共有・確認</b>し、必要に応じて支援方針の再検討を実施することが重要である。</li> <li><b>支援対象者のこどもや家庭との信頼関係を継続的に築く</b>ことに留意し、こどもへアプローチする際には身近な機関が行う業務の中で面談を実施する等、自然なアプローチを実施する等の工夫が重要である。</li> <li>支援の方法が適切で有効なものであるのか、<b>客観的な評価や助言を得るため、医師、大学教授、弁護士等の様々な分野の専門家から組成される第三者機関を設置</b>することや、支援の効果を測るために<b>データ分析やアンケート結果等から定量的、定性的に検証</b>することも重要である。 ⇒上記赤字部分について、支援を実施する際の留意点としてガイドラインに記載していく。</li> </ul>
⑤	見守り・支援、フォローアップ等において、活用主体（支援現場）とNPO等民間団体間で情報を連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体がNPO等民間団体との連携を実施する場合、NPO等民間団体が適切に個人情報を取扱うことができるかという観点で確認を行う必要がある。連携先のNPO等民間団体と<b>委託契約や協定を結んでいる場合には契約時に個人情報の取扱いについて取り決め</b>を行い、<b>定期的に、適切な業務が遂行されているか</b>を確かめる必要がある。一方、<b>自主事業</b>で支援を行っているNPO等民間団体との連携に際しては<b>地方公共団体から情報提供する場合に、個人情報に関する説明を行う</b>等、丁寧な対応が必要となる。</li> <li>地方公共団体が支援機関にデータを連携する際には、管理している情報を全て連携するのではなく、<b>支援に必要な情報を適切に検討した上で、最小限の情報を連携</b>することが重要である。</li> <li>こどもや家庭への情報提供を行うだけでなく、<b>こどもと信頼関係を構築しているワーカーや教員等が支援現場に同行し、こどもや家庭の不安感を払しょくする工夫</b>も重要である。 ⇒上記赤字部分について、NPO等民間団体と連携する際の留意点としてガイドラインに記載していく。ただし、ガイドライン上、どこまで記載すべきかについては、検討会メンバーの皆様にご相談し、執筆していく。 ※厳格な定義をしすぎた場合、地方公共団体と地域資源の連携を阻害する恐れもある。</li> </ul>

## 資料公開における留意事項

- ▶ 地方公共団体やNPO・民間団体等の特定の機関の非公開情報等が含まれたものは、非公開とさせていただきます。
- ▶ 非公開を前提とした意見や機微性が高い情報は公開することにより、誤解を生じさせるおそれがあるため、非公開とさせていただきます。検討結果はガイドラインや成果報告書をご参照ください。
- ▶ 各資料に記載している内容は、当該ガイドライン検討会実施時点の内容となります。

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは[ey.com/ja\\_jp/consulting](https://ey.com/ja_jp/consulting)をご覧ください。

### 免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。